

第1章 総説

第1節 所得税の意義と特色

現在、我が国の租税体系は、所得税、法人税を基幹とする直接税中心の租税構造になっている。この節では、所得税の意義と特色について学習する。

学習のポイント

- 1 所得税とは、どのような租税か
- 2 所得税の特色は何か
- 3 所得税法の規定の柱は何か

1 所得税

所得税は、原則として個人の所得に対して課される租税であり、法人の所得に課される法人税と並んで直接税の代表的な存在である。

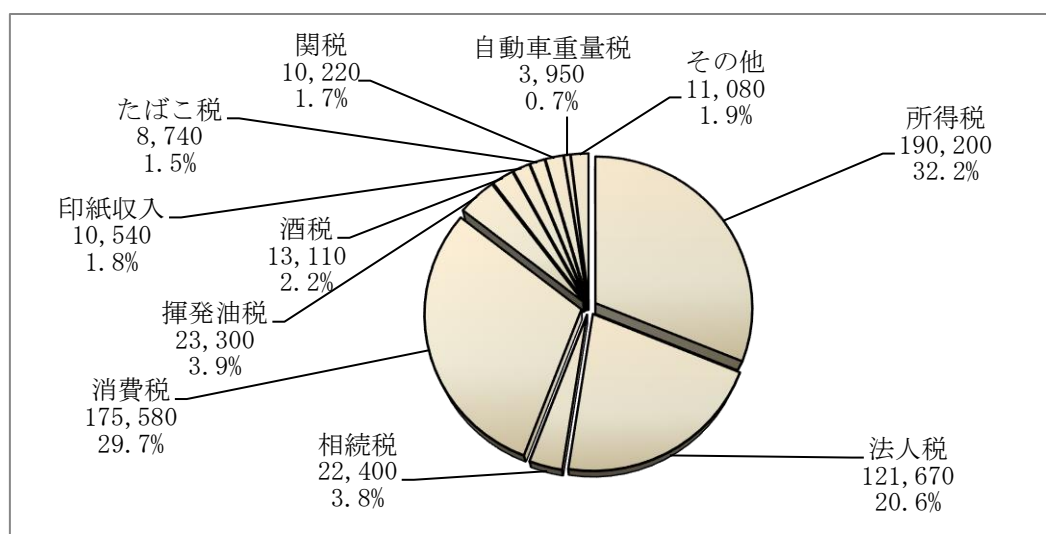
所得税の税収は、我が国の予算において、租税及び印紙収入の32.2%に当たり、消費税の29.7%とともに大きな割合を占めている重要な租税である。

なお、給与所得者のうち平成29年において源泉徴収により所得税を納付している者が4,198万人に、また、平成29年分の申告所得税の確定申告人員が2,195万人に上ることからみても、国民生活に最も密着し、国民の関心がとりわけ高い租税である。

(『民間給与実態統計調査結果』『統計年報』(国税庁HP)のデータを引用)

平成30年度 租税及び印紙収入の内訳 (一般会計予算額：合計59.1兆円)

(単位：億円)



(「平成30年度租税及び印紙収入概算」(財務省HP)のデータを引用)

2 所得税の特色

租税の理念として、最も重要なことは「負担の公平」ということであり、租税の負担が公平であるということは、納税者が各自の担税力に応じて租税を負担することである。したがって、租税は、各納税者の担税力を忠実に表示する指標を取り上げ、これを課税の対象とする必要がある。

所得税は、個人の「所得」そのものを担税力の指標として取り上げているところにその特色がある。

個人の担税力を示す指標としては、「所得」以外にも「資産」や「消費」などが考えられる。しかし、「資産」はその人の所得獲得能力すなわち「人の働き」という人的資産を含まない点で、また、「消費」は貯蓄に回された分が考慮されないという点で、その年のその人の担税力を全体として把握するには不十分なものである。

従来、その人の収入の大小を示す「所得」が担税力の指標として最も適切なものと一般に考えられており、「負担の公平」の理念に沿った税として、所得税が多く先進諸国の税制で中心的地位を占めていた。しかしながら、近年、所得税率の平準化や税制の簡素化、経済への中立性を確保するといった基本理念がほぼ先進国共通の流れとなり、我が国においても昭和63年度の税制改正で消費税の創設とともに所得税の負担の軽減などが図られた。

担税力の指標	租 税 の 種 類	
所 得	所得税、法人税	直 接 税
資 産	相続税、贈与税	
消 費	消費税など	間 接 税
取 引	印紙税	

3 所得税法の規定の柱

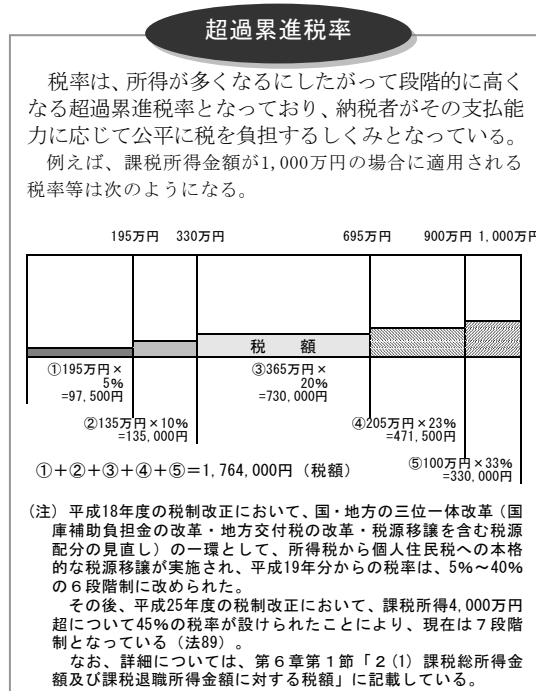
現行所得税法は、租税負担の公平、すなわち応能負担の目的をより良く達成するため、次の諸点を柱として規定している。

(1) 所得の総合

所得税は、原則として、その個人に帰属する所得を全て総合し、所得の額すなわち担税力の大きさを的確に把握した上で課税するという建前を採っている。

(2) 超過累進税率の適用

所得税の税率は、所得の大小に関わらず一律に一定税率を課する比例



税率でなく、所得が増加するにつれて、その増加部分に、順次、高い税率を適用するという制度を採っている。これを「超過累進税率」という。したがって、所得の大きい者ほど金額においてはもちろんのこと、その所得に対する割合において、より多くの所得税を負担することになる。このことから超過累進税率は、所得再配分など財政政策上からも有効な機能を果たしている。

(3) 世帯構成の考慮

家族の生活のための費用を考慮して、各人の所得のうち一定の金額が課税の対象から除外されている。配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除がこれに当たる（法83、83の2、84、86）。

(4) 個人的事情の考慮

所得の額が同じであっても、各人の置かれた状況によって税負担を軽減するための措置が採られている。雑損控除、医療費控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除及び勤労学生控除がこれに当たる（法72、73、79、81、82）。

第2節 所得の概念

この節では、所得税が課税される「所得」とはどういうものかについて学習する。

学習のポイント

- 1 所得とは、どのようなものか
- 2 所得税法上の所得とは何か

1 所得

「所得とは何か」ということについては、多くの財政学者が説いており、なかでも所得源泉説、純資産増加説がその代表的な学説として説明されてきた。しかし、この学説のうちのいずれによっても現行の所得税法の所得の概念を十分に説明できるものではない。所得税法上の「所得とは何か」を知ろうとするには、所得税法の規定に基づいて求められる所得を、何らかのまとまった考え方によって集約することが本来の筋道である。

ところで、所得税法では、所得の種類を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の10種類に分類して規定しているが、このうち9種類の所得については個別にその所得の内容を規定し、そのいずれにも該当しない所得を「雑所得」とするというように包括的に捕らえようとしている。

また、所得税法第9条で非課税所得が多数列挙されていることを併せ考えると、所得の生じる原因を限定しない内容で所得を捕らえており、その内容は社会通念によっているものと考えられる。

ここで、私たちの現実の社会を眺めた場合、人は会社に勤めて給与を得たり、事業を営んで利益を上げたり、自分の財産を投資して利子や配当を得るなどの形でそれぞれ経済的な利益を得ている。所得の概念は、元来、経済概念であるが、その内容はある個人について発生したこれらの経済的な利益であり、この経済的利益を社会通念上「所得」と呼んでいる。

(注) 所得源泉説とは、年々継続して繰り返し発生する経済的利益だけが所得であり、財産の単なる譲渡等で臨時的に得たものは所得ではないという考え方。

一方、純資産増加説とは、その経済的利益がどのような原因で発生したものかを一切問わずに、一定期間において資産額から負債額を控除した純資産が増加している場合に、所得があるとする考え方。

2 所得税法上の所得

所得税法は、所得を一暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに区切って把握しているが、経済的利益をこの一定期間に限ってみると、経済力の蓄積として捕らえることができる。したがって、所得税法上の所得とは、1年間に形成された各人の経済力の増加であると一応定義することができる。

また、現行所得税法は、その所得の基因となった行為が適法であるかどうかを問わないこととされている。したがって、適法でない行為（例えば、とばく等）から生じた収入であっても、現に経済的利益が生じている限り所得となる（基通36-1）。

第3節 非課税所得

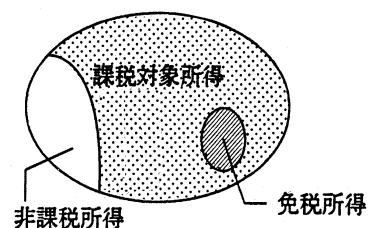
所得税法は、特定の所得を課税の対象から除いている。この節では、その非課税所得の趣旨及び内容について学習する。

学習のポイント

- 1 非課税所得とは、どのようなものか
- 2 非課税所得の種類と根拠は、どのようになっているのか
- 3 非課税所得に係る損失の計算除外とは、どのようなことか

1 非課税所得

所得税は、原則として個人の一暦年の全ての所得に対して課税することとされているが、特定の所得については、社会政策その他の見地から、所得税を課さないこととしている。これを「非課税所得」という。原則として、何らの手続を要することなく、課税の対象から除外され、課税しないこととされている。



(注) 「免税所得」とは、産業政策その他の見地から確定申告書への記載等を要件として所得税が免除される所得をいう。これには、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措法25）がある。

2 非課税所得の種類と根拠

非課税とされる所得は、所得税法及び租税特別措置法のほか、その他の法律に規定されている。非課税所得は、原則として、これらの法律に規定されているものに限られる。その主なものを趣旨別に分類すると、次のとおりである。

非課税の趣旨	非課税所得の項目及び内容
(1) 障害者等の税負担の軽減及び貯蓄奨励策に基づくもの	イ 障害者等の少額預金の利子所得等（法10、措法3の4） ロ 障害者等の少額公債の利子（措法4） （注）上記のイ、ロの各元本の合計額は350万円まで。 ハ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等（措法4の2） ニ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等（措法4の3） （注）上記ハ、ニ両者の預入合計額は原則として550万円まで。 ホ 貸付信託の受益権等の譲渡による所得（措法37の15）
(2) 実費弁償的性格に基づくもの	イ 給与所得者の出張旅費、転勤旅費等（法9①四） ロ 給与所得者の通勤手当（法9①五、令20の2） （注）通勤手当のうち月額150,000円（平成27年12月31日以前は100,000円）を超える金額は給与所得として課税される。 ハ 給与所得者が受ける職務上必要な給付（法9①六、令21）
(3) 社会政策的配慮（担税力）に基づくもの	イ 増加恩給、傷病賜金、負傷又は疾病に基因して受ける特定の給付、遺族恩給、遺族年金等（法9①三、令20） ロ 家具、じゅう器、衣服等生活に通常必要な動産の譲渡による所得（法9①九） （注）生活に通常必要な動産のうち、貴金属、宝石、書画、こっとう等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税される（令25）。 ハ 学費に充てるため等に給付される金品（法9①十五） ニ 心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して受ける損害保険金、損害賠償金、見舞金等（法9①十七、令30） ホ 雇用保険、健康保険、国民健康保険の保険給付等（雇用保険法12、健康保険法62、国民健康保険法68） ヘ 生活保護のための給付（生活保護法57）
(4) 公益的な目的に基づくもの	文化功労者年金、学術又は芸術奨励として交付される金品（例：朝日学術奨励金）、ノーベル賞として交付される金品（法9①十三）
(5) 二重課税の防止に基づくもの	相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（法9①十六） （注）法人からの贈与は一時所得等として課税される（基通34-1(5)）。
(6) その他	イ オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品（法9①十四） ロ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得（措法9の8） ハ 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等（措法37の14） ニ 特別還付金及び加算金（措法97の2⑱） ホ 宝くじの当せん金（当せん金付証票法13） ヘ スポーツ振興投票券（toto）の払戻金（スポーツ振興投票の実施等に関する法律16）等

第1章 総説

- (注) 1 障害者等とは、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻、寡婦年金を受けることができる妻その他これに準ずる者として政令で定める者をいう(法10①、令31の2、規4)。
- 2 預貯金とは、預金及び貯金をいい、勤務先預金のようなものも含まれる(法2⑩十、令2)。なお、預金と貯金はどちらも同じような意味であるが、現在銀行などの金融機関では預金、農業協同組合などでは貯金という言葉を使っている。
- 3 合同運用信託とは、信託会社(信託業務を兼営する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい(法2⑩十一)、貸付信託(法2⑩十二)などがこれに該当する。合同運用信託では、元本及び一定歩合の利益を信託会社が保証する代わりに、この一定歩合を超える利益があっても、分配される利益は保証された一定歩合に限られる。したがって、その実質は、長期預金と何ら異なるところはなく、合同運用信託の収益の分配が利子所得とされるのは、こうした理由によるものである。
- 4 公社債とは、公債及び社債(会社以外の法人が、特別の法律により発行する債券を含む。)をいう(法2⑩九)。
- 5 証券投資信託とは、信託財産を委託者の指図に基づいて、株式を主体とする特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託をいう(法2⑩十三)。元本保全の立場から、その投資対象を公社債のみとしている証券投資信託もあり、これを他の証券投資信託と区別する必要上、特に公社債投資信託という(法2⑩十五)。
- 6 恩給とは、恩給法上の公務員及び旧軍人軍属であった者(その者が死亡した場合はその遺族)に支給される年金や一時金で、公務員の退職給与制度である。恩給には、普通恩給、増加恩給、傷病恩給、一時恩給、扶助料、一時扶助料の6種類があり、普通恩給及び一時恩給は課税される。

【参考】

○損害賠償金等を取付した場合の課税関係

取得原因		課税関係	具体例	
心身に加えられた損害に基因して取得するもの	給与又は収益の補償		非課税(令30一) 給与又は事業の収益の補償として加害者から受けるもの	
	慰謝料その他精神的補償料など		非課税(令30一) 示談金、慰謝料	
	相当の見舞金		非課税(令30三) いわゆる災害見舞金	
資産に加えられた損害に基因して取得するもの	棚卸資産など		課税(令94①一) 棚卸資産の火災保険金、特許権の侵害による補償金	
	店舗、車両などの固定資産	収益の補償	課税(令94①二) 復旧期間中の休業補償金(販売機の破損等)	
		資産そのものの損害の補償	補償を約したもの	課税(令95) 収用等により漁業権、水利権等が消滅することにより受けるもの
			突発的なもの	非課税(令30二) 店舗の損害により受ける損害賠償金、火災保険金
相当の見舞金		非課税(令30三) いわゆる災害見舞金		
必要経費に算入される金額を補填するために受ける損害賠償金等		課税(令30括弧書)	従業員の給料、一時借りした店舗の賃借料	

【参考通達番号】

基通9-1、9-19~9-24

3 非課税所得に係る損失の計算除外

非課税所得は、課税される所得金額の計算上当然に除外される所得であって、非課税の適用を受けるための手続は原則として必要としないものである。この「所得金額の計算から除外する」という考え方の帰結として、これらの所得の計算上損失が発生しても、所得金額の計算の上では、その損失は「ないものとみなす」ことになっている（法9②）。